

令和3年4月栃木市教育委員会定例会会議録

令和3年4月栃木市教育委員会定例会を、令和3年4月23日栃木市役所に招集した。

- 1 本委員会の出席者は、次のとおり
青木 千津子教育長 後藤 正人職務代理 福島 鉄典委員 西脇 はるみ委員
大橋 孝子委員 館野 知美委員 林 慶仁委員

- 2 本委員会の欠席委員は、次のとおり
本委員会の欠席委員は、無し。

- 3 本委員会に出席を求められた職員は、次のとおり
教 育 次 長 名 淵 正 己
参事兼教育総務課長 金 井 武 彦
参事兼学校教育課長 金 井 睦
学校教育課副主幹 篠 崎 智 延
学校教育課副主幹 高 瀬 智 行

- 4 本委員会の署名委員は、次のとおり
後藤 正人職務代理

- 5 本委員会の書記は、次のとおり
教育総務課 主事 飯田 愛理

- 6 本委員会の会議案件は、下記のとおり

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 議事

議案第28号 令和3年度栃木市教育委員会点検・評価の実施方針について

議案第29号 令和3年度栃木市教育委員会点検評価委員の委嘱及び任命について

議案第30号 栃木市立小中学校教科用図書選定委員会への諮問について

議案第31号 令和3年度栃木市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について

議案第32号 栃木市いじめ問題対策専門委員会からの答申を踏まえたいじめ問題に対する
今後の方針について

議案第33号 栃木市いじめ問題対策専門委員会からの答申を踏まえたいじめ問題に対する
今後の方針について

日程第4 その他

《会 議》

- 教 育 長 一 午前9時00分定例会の開会を宣し、出席委員、出席を求められた職員、署名委員、書記及び会議案件を報告する。 一
- 教 育 長 日程第1 前回会議録の承認について、でございます。3月定例教育委員会の会議録につきましては、あらかじめ委員の皆様へ配付したとおりでございます。ご質問ご意見等はございますでしょうか。
- 福 島 委 員 皆さんも会議録をお読みなされたと思いますが、私が読みまして、前回私が会議に出席したときに聞いた内容と違った部分があったというように私は思いました。それが正しいかどうかも含めて、もう一度録音等確認させていただいて、それから皆さんの承認をいただくようにしていただけないかなというのを1つ提案させていただきたいなと思います。それから、私も知識不足なんですけど、議事録について、どういう流れで、我々の手元に来るのか、この議事録について、文責というのはどなたにあるのか、その辺についてもお尋ねしたいと思ってるんですけど、
- 教 育 長 それではまず、1点目の再度確認をした上で、承認の可否について、機会を持っていたきたいということでしたので、皆様方からご意見ございますでしょうか。承認を今回は見送るというご提案だったのですが。
- 後 藤 委 員 私が教育委員長時代に会議録の扱いについて承知していることは、まずここにあるテープ起こしをされて、これも大変な労力なんですよね、そして、繰り返しの言葉がある場合には、その方の主旨を曲げずに要約することもあると。僕も毎回見えますけど、いつも反省しきりなのは、自分のしゃべり言葉があまりにも下手だという。同じ言葉を繰り返したりとか、すごい反省材料になるんですけどね。でも本当によくまとめているなど。ただ、要約することも場合によってはあると聞いております。そして最終的には、当時の教育長さんが決裁をして、定例教育委員会の印刷の用紙として事前に送られてくると。そういう風な流れと私は理解しているんですけど、それでよろしいですよ。
- 教 育 長 そのことについて、教育総務課長よりお願いします。
- 教育総務課長 会議録の作成にあたりましては、教育総務課で対応しているところでございます。まず、会議録の作成にあたりましては、教育委員会の会議規則に則りまして、作成しているところでございまして、規則の中では、会議の中での発言等につきましては発言者の氏名と話した内容の要点を記載する、となっております。一言一句すべてを記載しているものではないでございますが、要約したものを会議録として作成しているところでございます。事務の流れにつきましては、担当者の方で録音した音声を確認しながら、要約させていただいて、出来上がったものを事務的な手続きを進めまして、決裁を取らせていただく流れで、教育委員さん方に渡しているところでございます。最終的には教育委員会全体の承認を頂いた上で、教育委員会としての会議録となります。
- 教 育 長 1点目の会議録の流れについては大丈夫ですか。
- 福 島 委 員 要約というのはどなたがされるんですか。
- 教 育 長 要約というのはどなたがされるのか、ということで、教育総務課長お願いします。
- 教育総務課長 教育委員会事務局教育総務課の職員でございます。
- 教 育 長 流れについてはよろしいですか。2点目の、再度議事録を確認の上、承認につい

ては次回に持ち越したいというご提案があったわけですが、そのことについて他の委員の皆様いかがでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長

それでは、会議録につきましては、福島委員に内容を再度確認いただいた上で、改めて承認についてお諮りすることといたしますので、会議録の承認及び署名は次回に持ち越しとさせていただきたいと思います。

次に、日程第2 教育長報告でございます。

— 4月栃木市定例校長会の資料に基づき報告 —

1、令和3年度のスタートに当たってお願いしたいこと

(1) 栃木市教育計画（後期計画）の第4年次。今年度の「学校教育の重点（以下重点）」をもとに「本校ならではの」教育の推進を。

・バイブルである学習指導要領の趣旨やねらいを全職員で確認し、自校の課題について校内で共通理解を図ること。

・指導力向上に向けた教職員相互の学び合いを充実させるため、「とちすけの学び」の意識化、フランクなミニ研修の日常化をしていただきたい。

・「1人の子どもも見逃さない、放っておかない。」との気概をもって諸教育活動に当たること。学びのユニバーサルデザイン化を意識した授業づくりをお願いしたい。いじめ問題等への初期対応を間違えないでほしい。

・一人一台タブレット端末の滑らかな導入に配慮すること。目的と手段を混同せず、焦らず徐々に慣れさせるようお願いした。

(2) コロナ禍だからこそその気づきや学びを生かして、攻めの学校経営を。

・行事等を縮小する中で、スリム化してよいもの残すもの見極めを行ってほしい。削減する際は、児童生徒や保護者や地域への説明責任を果たしていただきたい。

・「先生の働き方改革」に資する他校の効果的な実践事例に学び、自校化を図りながら積極的に取り入れる姿勢で臨むこと。

・時宜を得た話題、ニュース等を、人権や生き方等について考えさせる研修に生かすこと。

(3) 和して明るい校内文化の一丁目一番地は、管理職の後ろ姿にあり。

・管理職同士の望ましい人間関係が、教職員に、延いては子供たちにも伝播すると常に心に留め置くこと。

・教職員の個性（強み・弱みを含め）や状況を理解し、「見てるよ」「気にかけてるよ」が影に陽に伝わるよう心がけること。

・「この校長のためなら、少しくらい大変でもがんばるぞ!」と思わせたらしめたもの。信頼関係があれば、校長が逐一指示を出さなくても職員一人一人が随所で校長と同じような判断ができるようになるのではないかと。

2、教育長からのメッセージに基づき報告

新型コロナウイルス感染症に係る教育長メッセージを市のホームページに掲載している旨報告した。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

大 橋 委 員

コロナでスリム化したり、なくしていくものを英断していく、みたいなお話でし

たが、教育委員会としてそういったことをすることはあるんですか。

教 育 長 教育委員会としては、学校の負担にならないように通知文とか、そういったものを少なくするとか、ペーパーレス化で行うとか。後は具体的にあれば。

学校教育課長 今教育長が申しあげましたとおり、文書は極力削減するという意識を持っています。研修につきましても、回数を減らしたり、zoomで行うという形で教職員がどこかに出かける回数を減らしているところです。

教 育 長 学校行事とか学校の教育活動については、校長先生の（裁量に任せている）。

大 橋 委 員 うちの一番下の子が先日（小学校を）卒業して（中学校に）入学しました。来賓のいない卒業式・入学式に出ましたが、来賓祝辞とかもほぼカットされて、校長先生の祝辞と子供たちの言葉、校歌も放送で聞くだけでした。ただ、親としてはとても心に残るものだったし、反対に過去のことを振り返っても教育委員会からの告辞や来賓祝辞を子供たちが聞いているのかなど。告辞というのはどういう意義があって、すべての学校がやっているんだらうって思ったんですね。国からの指示なのか、教育委員会からの指示なのか。昔からあるからなんとなくやっているのか。そういうところが知りたいなと思ったんですが。

教 育 長 告辞とか、来賓の出欠については統一しました。今回コロナ禍ということで教育委員会としては、できるだけ保護者が出席できることが最優先にして、数を減らすということで、来賓の私たちが出席するのは自粛しました。当然、告辞や祝辞もなくなってペーパーで前もって示すというか張り出していただいていたのかな。運動会の参列についても、教育委員さんにお諮りしたとおり、前期は自粛しましょうと一律に決めさせていただいております。告辞はどのような位置づけかといいますと、私も校長時代、職員から告辞と市長部局の祝辞は両方あるんですか、という質問は結構出たし、特に小学校1年生は長い時間座っているのがなかなか難しいので、どっちかにしてほしいと校長会から何度か頂いたことがあったんですが、一応、告辞は管理者としての立場からのものと。なので、委員さん方が行かれるときは来賓が並んでいるところと違うところに席が設けられて、それは管理者の責任として、子供たちに言葉を述べる、というような意味合いのかなど私は捉えてきました。そんなことで両方残してきたんですが、コロナ禍を踏まえて、今後どうしていくのかということは、議論の対象になることなのかなと捉えております。

後 藤 委 員 うちの短大では、告辞は理事長が言います、式辞は学長が言います、祝辞は父母会の代表だとか、卒業生の会の会長が述べるという、これがいつものパターンで、聞いているかどうかはまた別の問題ですね。私は以前、教育委員会で毎年告辞をさせていただいたときに、当時の学校教育課長さんに少し手を加えていいですかと聞いたらいいですよ、と。要するに、趣旨さえ伝わればいいですよということで、毎回告辞の内容については、非常に難しいし、基本は小学校1年生くらいに分かるようなものもいいけれど、そうなると全面変えてしまうので、部分的に変えるようなことをいままでやってきました。告辞というのは、法的に定めがあるのかどうかというのは、今初めて振り返ったときにそういうことは考えたことがなかったな、と。ただ、聞いているか聞いてないかというのは、校長の朝会の話も一番聞いてないのは先生方というのがあったりして、子供って聞いている子は

聞いてることがあって、内容が分からなくてもちゃんと聞いてるので。告辞については分かりませんが、うちの学校では毎年当たり前のようにやっています。

教 育 長
林 委 員
他にいかがでしょうか。

教 育 長
林 委 員
コロナの件で聞きたいんですが、栃木市の小中学校で子供がかかったときにはこんな子がかかりましたとメールで頂いていますが、結構頻繁に来ている感じがするんです。新聞なんかを見ますと、栃木市何人と書いてあるうちの子供がこんなに多いのかとちょっと不思議なんです。子供の割合が多すぎる。ルートが特定できるのか、その対策が取れるものなのか、私たちは情報だけなので、例えば親から伝わったのか、子供同士で接触があって広がっちゃったのか、別の問題があるのか、そこら辺のところ分かる範囲で教えていただきたいのですが。

学校教育課長
子供たちの感染は散発的に起きている状況ですが、いわゆる校内でのクラスターの報告はなかったと思います。これまでは家庭内での感染が比較的多かったのではないかと考えているところです。まったくゼロかということ、この間の感染もあると聞いているのですが、校内での対応は非常にしっかりしているというのがありますので、大きな広がりはないと聞いております。

教 育 長
林 委 員
西 脇 委 員
ほぼ家庭内感染ですかね。

教 育 長
林 委 員
西 脇 委 員
家庭内ですね。分かりました。

学校教育課長
コロナのことですが、クラスで出たっていうと、他の子は「あの子はそうなんだから」というのは分かっているんですか。

学校教育課長
人権的な配慮については、いの一歩で学校が気にするところです。私が聞いた例ですと、校長が校内で感染者が出ましたとまずメールで保護者あてにしますが、その中で人権に対する配慮をお願いしますという一文を入れます。それから、現場としては感染によって、感染した子供が何か嫌な思いをしたことは私の知る範囲ではないです。もしかすると、メールが保護者に流すことによって、長期間あの子は休んでいるからあの子なのかもしれないっていうような子供たちの気づきはあっても、それをもとにあの子はアレだぜってことで嫌な思いをしたってことは今のところは把握しておりませんので、安堵しているところです。

大 橋 委 員
子供たちと日々接していますが、学校でコロナが出たっていう子供たちもいるんですね。そうするとコロナの話になりますが、子供たちは分かってないですね。学校の中で誰か出たらしいってのは分かっているけど、何年生なのって聞いても分からないって言うので、その辺は守られている感じがします。

教 育 長
学校でも指導はすごくよく徹底してくれているなと感じます。他にいかがでしょうか。

— 質問なし —

教 育 長
ありがとうございました。

次に、日程第3 議事に入らせていただきます。議案第28号 令和3年度栃木市教育委員会点検・評価の実施方針について、を議題といたします。教育総務課金井課長より説明をお願いします。

教育総務課長
〔説明要旨〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に規定する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、令和3年度の実施方針を決

定するため、議決を求める旨説明。

教 育 長
福 島 委 員

議案第28号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。
二次評価に関するところですが、これは毎年行われてきているものですが、以前は、評価の際に各項目について、各委員さんからその内容についてどう思うか、これだからこう思いますよ、これだからちょっと物足りないかな、そういった内容も踏まえて評価を行っていたと思うんですね。ここ数年、AですかBですかCですか、それだけを採決を取るというように変わってきてまして、果たしてどちらがいいのかなど考えたときにそれぞれの委員の皆様のお考えもあるでしょうが、私はある程度自分なりの考え方とか評価とかっていうのをちょっと話してもらって、確かにそうだね、共感できるねっていうところがあるって評価であった方がいいのではないかと思います。いままでどおり、AですかBですかCですかで挙手するっていうのも1つのやり方でしょうけども、以前はそういう形でやっていて、そうなってくると自分もいろいろ知ろうと思えるし、そういったところも必要になってくると思うので、その方がいいと思います。

後 藤 委 員

点検評価は1年前の施策について評価しますので、記憶の中で大事にしたのは、評価に対しての根拠についてお互いにディスカッションしながらその結果、自分の考えがどうなのかっていうのを、期日を設定して根拠もちゃんと書いて提出していました。それを定例教育委員会の時に扱ってくれたんじゃないかと思います。僕はまだその時教育委員ではなかったのですが、点検評価委員会の座長ということで、評価だけではなくて、裏付けをしっかりと持たないとその教育委員によって評価の仕方の温度差が違うんですよね。温度差が違うということは信憑性が低くなるということですから、ディスカッションした記憶はありますね。時間はかかりますけど、事務局の手間もかかりますけど、私はその方がいいと思います。

福 島 委 員

事前にこういう考えをいうわけではなくて、会議の場で評価をするときに、1つの項目について、もちろん意見がある方とない方はいらっしゃると思うので、思いがある人はこれこれこうなのでということがあられるでしょうし、手を挙げてどうですかっていうのではなくて、そういった思いを聞きながらの方がいいんじゃないかなっていう提案です。

教 育 長

評価をするときにですね。

後 藤 委 員

色々な意見が出てましたよね。

福 島 委 員

非常に出てたんですよ。

後 藤 委 員

色々な思いが出て、結果として評価に繋がっていったという。つまりその話し合いが大事なんじゃないかと。

福 島 委 員

たしかに長くなるんですけど、それは面倒ですが。それなりの時間を確保してもらって。

教 育 長

単に評価を出すことではなくて、議論をする。

福 島 委 員

はい、議論をして。全員っていうと大変なことになる。

教 育 長

全部ではなくて、特に思ったこと、気になったこと、これは聞きたいってことですね。

福 島 委 員

それがあった方がいいのかなって。杓子定規になってきているなど思ったものから。

教 育 長 事務局としてどうでしょうか。

教育総務課長 点検評価を最終的に市民の皆さんに公開していくことを踏まえれば、評価にあたって、その根拠となったもの、理由を示していくことで、説明責任を果たしていくことに繋がると思っていますので、今後会議を運営していく中で、そういった部分につきましては反映できるように検討してまいりたいと考えています。

教 育 長 貴重な意見を生かせるように検討していきたいと思います。他の委員さんもよろしいですか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 ありがとうございます。他にいかがですか。

— 質問なし —

教 育 長 それでは、議案第28号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第28号について、可決いたします。

次に、議案第29号 令和3年度栃木市教育委員会点検評価委員の委嘱及び任命について、を議題といたします。教育総務課 金井課長より説明をお願いします。

教育総務課長 〔説明要旨〕
栃木市教育委員会点検評価について意見を聴取するため、栃木市教育委員会点検評価要綱第4条及び第5条の規定に基づき、栃木市教育委員会点検評価委員を委嘱及び任命することについて議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第29号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長 それでは、議案第29号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第29号について、可決いたします。

次に、議案第30号 栃木市立小中学校教科用図書選定委員会への諮問について、を議題といたします。学校教育課 金井課長より説明をお願いします。

学校教育課長 〔説明要旨〕
栃木市立小中学校教科用図書選定委員会条例第2条の規定により、栃木市立小中学校教科用図書選定委員会に令和4年度に使用する小中学校特別支援学級用教科用図書の採択に係る調査、検討及び選定を諮問する旨説明。

教 育 長 昨年一昨年度の小中の教科書採択ということで、委員の皆さんには長時間に渡り調査していただいたりご意見頂戴したりしましたが、本年度と来年度は特別支援学級用の図書の採択が中心となってきます。議案第30号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長 それでは、議案第30号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第30号について、可決いたします。

次に、議案第31号 令和3年度栃木市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について、を議題といたします。学校教育課 金井課長より説明をお願いします。

学校教育課長

〔説明要旨〕

栃木市教育支援委員会条例第3条及び第4条の規定に基づき、栃木市教育支援委員会委員を委嘱及び任命することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長

審議の対象となる案件が年々増えておりまして、大変重い任務を担っていただく委員会でございます。議案第31号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

後 藤 委 員

新任の方は、残任期間ということですね。新任の方は1年ですね。

学校教育課長

はい、そうです。

教 育 長

2年のうちの1年ということですね。他にいかがでしょうか。

— 質問なし —

教 育 長

それでは、議案第31号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長

異議なきものと認め、議案第31号について、可決いたします。

次に、議案第32号及び議案第33号 栃木市いじめ問題対策専門委員会からの答申を踏まえたいじめ問題に対する今後の方針について、を議題といたします。

はじめに、秘密会についてお諮りいたします。本件の審議については、個人情報が含まれる審議のため、栃木市教育委員会会議規則第16条ただし書に基づく、秘密会にいたしたいと思っております。これに賛成の委員は挙手をお願いします。

— 全員挙手 —

教 育 長

全員、「賛成」でありますので、議案第32号及び議案第33号は、栃木市教育委員会会議規則第16条ただし書に基づく、秘密会といたします。傍聴の方は、退席をお願いいたします。

《 秘密会 》

教 育 長

以上で、本日の案件はすべて終了いたしました。

それでは、これもちまして本日の定例教育委員会を終了いたします。

—— 午前11時15分委員会の閉会を宣した。 ——

令和3年4月23日

教育長

署名委員